

入札公告「役務の提供等」

次のとおり一般競争に付します。

平成30年2月5日

経理責任者

独立行政法人 国立病院機構釜石病院 院長 土 肥 守

1 調達内容

(1) 業務等件名及び数量

建築設備運転、点検、整備業務（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条に基づく15号職種）

(2) 業務等件名の仕様等

入札説明書等による

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。但し、経理責任者は法令及び予算の範囲以内で当該履行期間を変更することがあり得る。

(4) 履行場所 岩手県釜石市定内町4-7-1 独立行政法人国立病院機構釜石病院

(5) 入札方法

入札金額については、本入札公告（以下「公告」という。）1の（1）で示した業務等件名の業務に要する一切の諸費用を含めた基本給に相当する1時間単価により行う。なお、入札書への記載は、消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100（本体価格）に相当する金額とすること。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

①契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条第1項各号に掲げる者。

(2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適用する。

①契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

③交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

④監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由なく契約を履行しなかった者

⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑧前各号に類する行為を行った者

- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ②経営状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律その他関係法令等の基準を満たしている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒026-0053 釜石市定内町4-7-1
独立行政法人 国立病院機構釜石病院 専門職 越後 信一
Tel (0193)23-0712
- (2) 入札書及び入札関係審査書類の受領期限
平成30年2月22日（木）17時00分（郵送可）
- (3) 開札の日時及び場所
平成30年2月23日（金）14時30分 独立行政法人国立病院機構 釜石病院会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、公告2の競争参加資格を有することを証明する書類を添付して入札関係審査書類書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
公告に示した競争参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 交渉権者の決定方法
- ① 入札書と関係する書類・資料を添付し提出した者であって、公告2の競争参加資格をすべて満たし、予定価格の範囲内で最も有利な条件で提示した者を交渉権者とし、その者と契約価格について交渉することとする。
 - ② 交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付することとする。そして第一交渉権者との交渉が不調となり、契約締結に至らなかった場合は、次順位交渉権者との契約交渉を実施するか、あるいは経理責任者の判断により交渉そのものを打ち切る場合もある。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 詳細は入札説明書による。